

茂原市いじめ防止基本方針

令和3年12月

茂原市・茂原市教育委員会

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| 第1章 いじめの防止等のための対策の基本理念 | |
| 1 いじめの定義 | 3 |
| 2 いじめの理解 | 3 |
| 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方 | 4 |
| (1) いじめの防止 | 4 |
| (2) いじめの早期発見 | 4 |
| (3) いじめへの対処 | 4 |
| (4) 地域や家庭との連携 | 4 |
| (5) 関係機関との連携 | 4 |
| 第2章 いじめの防止等のための対策の内容 | |
| 1 茂原市が実施する施策 | 5 |
| (1) 茂原市いじめ防止基本方針の策定と見直し | 5 |
| (2) いじめの防止等のための組織の設置 | 5 |
| (3) 具体的な取組 | 5 |
| 2 学校が実施する施策 | 6 |
| (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定 | 6 |
| (2) 学校いじめ対策組織の設置 | 6 |
| (3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組 | 6 |
| 3 保護者の役割 | 8 |
| 4 市民の役割 | 9 |
| 5 重大事態への対処 | 9 |
| (1) 重大事態の認知 | 9 |
| (2) 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応 | 10 |
| (3) 重大事態の調査組織 | 10 |
| (4) 調査を行う際の留意事項 | 11 |
| (5) 調査結果の報告等 | 11 |
| (6) 再調査 | 11 |
| 第3章 公表、点検、評価、保存等 | 11 |

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

茂原市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の基本理念を踏まえ、法第12条や千葉県いじめ防止基本方針の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

茂原市教育委員会では、これまでも、「茂原市いじめ防止対応マニュアル」を策定し、いじめの防止等のための対策等の効果的な方法を示し、いじめのない安心・安全な学校生活を目指して取り組んできた。しかし、今日、いじめは複雑化・多様化し、今まで以上にいじめに対する迅速かつ的確な対応が求められている。このため、法の趣旨を踏まえつつ、市として取り組むべきことを整理し、いじめの根絶を目指すために、令和3年12月、市基本方針を策定するものである。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本理念

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ◆ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ 金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめの理解

いじめの定義に基づき、いじめを以下のように捉える。

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等に関しては、未然防止・早期発見・早期対応・地域家庭との連携を基本とする。

(1) いじめの防止

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係を築いていく。加えて、未然防止の観点から全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。また、いじめの問題への重要性について、地域、家庭と一体になって取り組んでいく。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの認識をもって早期からの的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。

(3) いじめへの対処

いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが、何よりも重要である。児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、市教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭と連携する。

(5) 関係機関との連携

個別の事案への対応はもとより、いじめの防止や早期発見の観点からも学校や家庭、市教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）と連携する。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容

1 茂原市が実施する施策

(1) 茂原市いじめ防止基本方針の策定と見直し

法、国基本方針や県基本方針に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、茂原市いじめ防止基本方針を策定し、必要に応じて見直す。

(2) いじめの防止等のための組織の設置

市基本方針にのっとり、市内各小中学校におけるいじめの防止等のために必要な対策を講じる。

ア 茂原市いじめ等問題対策連絡協議会

いじめ防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、「茂原市いじめ等問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会の構成員は、学校関係者、青少年指導センター所員、SC、SSW、生徒指導担当指導主任（主事）等で構成するものとする。

イ 茂原市いじめ対策調査会

法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の調査において、教育委員会が主体となる場合、その調査を行うために、「茂原市いじめ対策調査会」（以下「調査会」という。）を置く。調査会の委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識及び経験を有する者等、その他市長が適当と認める者で構成する。

(3) 具体的な取組

ア 相談体制の充実

相談体制の充実は、いじめの防止等に極めて重要な役割を果たす。その際、個々の事案で、いじめを受けている児童生徒の置かれた状況等は異なり、相談先が選択できることが重要である。市教育委員会では、「茂原市いじめ防止対応マニュアル」において、児童生徒や保護者に複数の相談窓口を周知する。

イ 情報収集

市教育委員会は、迅速かつ適切な対応ができるよう体制の充実を図るため、市内のいじめに関する情報の収集を行う。「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省による全国調査）のほか、学校で「学校生活についてのアンケート」、「いじめについてのアンケート」等を年間複数回実施し、いじめに関する個別の事案に関して、学校は市教育委員会に報告する。

インターネット上のいじめについては、県「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」から情報収集を行い、学校へ情報を提供する。

2 学校が実施する施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、法第13条に基づき、国基本方針及び市基本方針等を参考にして、学校として、どのようにいじめ防止の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、学校いじめ対策組織、いじめ防止のための取組、早期発見のための取組、いじめに対する措置、重大事態への対処等を定め、年間計画を作成する。

また、学校基本方針に基づく取組の実施状況について達成目標を設定し、達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

なお、学校基本方針はウェブサイト等により公開する。

(2) 学校いじめ対策組織の設置

学校は、法第22条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策組織を設置する。

この組織は、学校がいじめへの対応を行うに当たり、特定の教職員が問題を抱え込んでしまうことを防ぎ、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を実現し、各学校のいじめの防止等の対策のための中核的組織である。詳細については、「茂原市いじめ防止対応マニュアル」に示す。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体とし、第三者の委員を加えるなどして、事案ごとに「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。

※ 第2章 「5 重大事態への対処」を参照

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、国基本方針に添付された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」や「茂原市いじめ防止対応マニュアル」などを参考にしながら、いじめの防止等の対処に当たる。

ア 未然防止

未然防止の基本は、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

＜特に配慮が必要な児童生徒＞

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒

イ 早期発見

いじめを受けている児童生徒は、自尊心からいじめを受けているという事実自体を認めたくない場合や無意識のうちに事実を否定している場合があるほか、周囲に心配を掛けたくない、相談することでよりいじめが深刻化するのではないかなど様々な思いや考えから教職員や保護者、友人など誰にも相談しないことがある。さらには、いじめを受けていることを隠すために平静を装うことすらある。

また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化等を見逃さないようにすることが大切である。

ウ いじめに対する措置

いじめを認知した場合、学校は、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行った児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上、対処することとする。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(国基本方針)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

<具体的な取組>

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、対応する。
- 多方面から情報収集し、事実関係を明確にしなが、正確に記録をする。
- いじめを受けた児童生徒には、丁寧に話を聞き取り、「最後まで絶対に守る。」という姿勢で支援する。
- いじめを行った児童生徒に対しては、適切な指導（相手の心情を理解した上での謝罪等）をするとともに、背景を十分に理解した上で支援を行う。
- 周囲の児童生徒には、いじめの傍観者にならないように指導する。また、正義感をもって行動した児童生徒が次のいじめの対象になることがないように留意し、再発防止に向け、継続して観察等を絶やさず対応に努める。

3 保護者の役割

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する必要がある。いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも優先されるべきであるが、実際には、いじめを受けている児童生徒は、保護者に心配を掛けたくないという思いや、家庭だけはいじめと無関係の空間にしておきたいなど様々な考えから、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠すことにより、いじめの認知が難しい場合がある点に留意する必要がある。

また、保護者は、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」ことを保護する児童生徒に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導を行うように努める必要がある。さらに、子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々、子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組むものとする。

いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、教育委員会、関係機関等に相談、または、通報するものとする。

4 市民の役割

市民は、児童生徒に対する見守り、児童生徒との交流の機会の確保、その他安心して児童生徒が過ごすことができる環境づくりに努める必要がある。具体的には、市民が、児童生徒が登下校する際に声掛けすることや、学校行事や地域のイベント等において（自身の保護する児童生徒のみならず）地域の児童生徒との交流を積極的に行うことなどが考えられる。

また、市民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、関係する保護者、学校、教育委員会、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めるものとする。そして、子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携するものとする。

いじめは、学校外において起こることも少なくない。地域全体でいじめを見逃さない、深刻化させないという思いを共有し、いじめの根絶に努めるものとする。

5 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国基本方針、千葉県いじめ防止基本方針（平成26年8月20日千葉県・千葉県教育委員会）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日文部科学省）及び市基本方針により、適切に対応する。

（1）重大事態の認知

重大事態とは（法及び国基本方針から要約）

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

まず、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。

次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、市教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、学校は電話等で速やかに市教育委員会へ報告を行い、その後、文書による報告を行う。市教育委員会は、直ちにそれを市長に報告する。

(3) 重大事態の調査組織

重大事態の調査は、法第28条第1項により、学校の設置者が主体となっていく場合と学校が主体となっていく場合がある。国基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて、次の区分に基づき市教育委員会が判断する。

<学校が主体となって調査を行う場合>

〔対象事象〕

前記(1)の①、②に該当する事案について

〔調査組織〕

学校基本方針において学校内に設置されている学校いじめ対策組織を母体とし、そこに第三者等を加えるなどして、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「学校いじめ調査委員会」を設置する。

<市教育委員会が主体となって調査を行う場合>

〔対象事象〕

前記のうち、十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した事案について従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態への再発防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合には、市教育委員会が主体となって調査を行う。

〔調査組織〕

「茂原市いじめ対策調査会」により調査を実施する。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有する者がいる場合には、そのものを除いた構成員で調査に当たる等、公平性・中立性について配慮する。

この場合でも、学校はいじめを受けた児童生徒の安全確保やいじめを行った児童生徒への対応、調査のための資料の提出等、学校として組織的な対応が求められることは言うまでもなく、学校いじめ対策組織を活用した対応を継続することとなる。

(4) 調査を行う際の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめられた児童生徒やその保護者が希望すれば就学校の指定変更など弾力的な支援を検討する。調査においては「茂原市いじめ防止対応マニュアル」に則り、いじめられた児童生徒及びその保護者に最大限の配慮を行う。

(5) 調査結果の報告等

教育委員会又は学校は、調査結果について、いじめを受けた児童生徒や保護者に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分に配慮する。

なお、いじめを行った児童生徒や保護者にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、いじめを受けた児童生徒や保護者への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

(6) 再調査

市長は、重大事態に係る調査の結果について報告を受け、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、重大事態に係る調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

第3章 公表、点検、評価、保存等

- 市基本方針は市ウェブサイトで公表する。
- 市教育委員会は、市基本方針に定めるいじめ防止等の取組が、実効的に機能しているか、必要に応じて、茂原市いじめ等問題対策連絡協議会において見直しを含めて検証する。
- 市基本方針の内容に変更があった場合や、「茂原市いじめ等問題対策連絡協議会」から提言等を受けた場合は、市ウェブサイトを活用して広く市民に周知する。
- 資料の保存期間については、アンケート調査（原本）等は児童生徒が卒業後3年とし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等は児童生徒の卒業後5年とする。